

2020年3月19日

新型コロナウイルス感染症対策における就業上の措置について(第十一報)

教職員各位

学長

本学ではこれまで新型コロナウイルスによる感染症対策として政府の方針等に従い「休みやすい環境の整備」「時差通勤等の整備」「在宅勤務の奨励」などを実施してきたところです。

今後の感染拡大に備え、これまでの取り組みに加え特別休暇の適用範囲の拡大等の措置を追加(下線部)し、当分の間、下記のとおり取扱うこととします。

また、本報発出に伴い第七報を廃止とします。

なお、風邪等(咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、頭痛、発熱、喉のかれ、腹痛、下痢、筋肉痛、倦怠感など体調に違和感がある)の症状が見られる場合は、添付のフロー図に従い自宅療養及び在宅勤務等の対応をお願い致します。

記

1. 特別休暇(年次有給休暇とは別の有給休暇、常勤及び非常勤職員に適用)

・職員またはその同居の親族等が発熱等の風邪症状が見られることから勤務しないことがやむをえない場合

・新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合
(検疫法の停留の対象となった場合含む)

・感染国から帰国後の自宅待機等

・臨時休業(春休みなど元々休みの日は除く)に伴って、子(※1)の監護(※2)のために必要となる場合

※1 原則として臨時休業した小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等に通う子

※2 子を監護するものであれば祖父母・親族等も対象とする。

2. 病気休暇(常勤職員)

・新型コロナウイルスに罹患した場合

※非常勤職員については、可能な範囲で特別休暇を適用

3. 時差通勤(勤務時間の変更)について

・公共交通機関を利用する職員

・臨時休業に伴って、小中学校等に通う子の監護が必要な職員

4. 在宅勤務(テレワーク等)

・臨時休業に伴って、小中学校等に通う子の監護が必要な場合

・感染がうたがわれる際の自宅待機(風邪症状、感染国からの帰宅時等含む)

・親族が発熱等の風邪症状が見られる場合

5. その他

所属長(系長、センター長及び各課長等)にあつては、有給休暇等を取得しやすい環境整備に配慮すると共に業務への支障等の把握に努め、業務継続への適切な対応をお願いします。